

令和5年10月6日

**総務教育常任委員会会議録**

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和5年10月6日（金曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

浅野敏江 委員長  
佐藤公男 副委員長  
桑原成典 委員                      鎌田礼二 委員  
西村勝男 委員                      小高洋 委員

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
総務部長	本多裕之	市民生活部長	高橋五智美
総務部 危機管理監	佐藤孝文	総務部 政策調整管理監	末永量太
総務部 公民共創推進専門監 兼教育委員会教育部 生涯学習課長兼 生涯学習センター館長	櫻下真子	総務部 行財政改革推進 専門監	佐藤一樹
総務部次長 兼総務人事課長	高橋数馬	総務部 政策課長	木皿重之
総務部 秘書広報課長	鈴木忠一	総務部 財政課長	佐藤涉
市民生活部 浦戸振興課長	菊池亮	総務部総務人事課 総務係長	石川宏
教育委員会 教育長	吉木修	教育委員会 教育部長	星和彦
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小倉知美	教育委員会教育部 学校教育課長	松崎和佳子
教育委員会教育部 文化スポーツ課長兼 市民交流センター館長	武田光由		

---

事務局出席職員氏名

事務局 長	相澤 和 広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤 聡 美	議事調査係主査	梅森 佑 介

---

会議に付した事件

議案第51号 塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

議案第52号 令和5年度塩竈市一般会計補正予算

議案第64号 塩竈市生涯学習センター及び塩竈市民交流センターの指定管理者の指定について

議案第65号 浦戸地区辺地総合整備計画の策定について

議 題 閉会中の継続審査・調査の申し出について

午前10時00分 開会

○浅野委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。さらに、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、ご協力願います。

本日の審査の議題は、議案第51号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第64号「塩竈市生涯学習センター及び塩竈市民交流センターの指定管理者の指定について」、議案第65号「浦戸地区辺地総合整備計画の策定について」の4件であります。

これより議事に入ります。

議案第51号、議案第52号、議案第64号及び第65号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例など、計4か件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○浅野委員長 櫻下生涯学習課長。

○櫻下総務部公民共創推進専門監兼教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 生涯学習課より、議案第51号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.5及び資料No.21をご用意願います。資料No.5及び21でございます。

まず、資料No.5の9ページをお開きください。9ページでございます。

塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の改正箇所を記載しております。

こちらは、塩竈市公民館図書室について、使用施設としての使用料及び冷暖房使用料を定めようとするものです。

詳細につきましては、資料No.21で説明をさせていただきます。

続きまして、資料No.21の6ページをお開きください。6ページでございます。

こちらは改正に係る条例の新旧対照表です。左側の改正案をご覧ください。

改正案の欄中、別表第1は、使用できる施設と時間帯を定めるものです。各会議室の名前は省略されておりますが、公民館、視聴覚室の次に、図書室を新たに加えております。

その下の別表第2は、施設使用料を定めるものです。

ページ、7ページをご覧ください。

公民館の表の中で、視聴覚室の次に、図書室の使用料を、午前、午後、夜間の区分で追加しております。

続いて、その下、3の冷暖房使用料の表についてですが、こちらにつきましては、ページめくっていただき、8ページをご覧ください。

図書室の1時間当たりの冷暖房使用料を追加しています。

以上が改正案の内容となります。

最後に、条例改正の目的について、改めてご説明いたします。

公民館図書室は、これまで使用料を設定しておらず、貸館の対象施設とはしていませんでした。しかし、利用者からのニーズに応え、目的外使用の許可手続を経た上で、貸出しを行ってきた経緯がございます。このたび、指定管理者の導入に合わせ、積極的な施設の活用を図るとともに、指定管理者の収入とすることができるようにするため、新たに使用料を設定しようとするものです。

生涯学習課からの説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○浅野委員長 鈴木秘書広報課長。

○鈴木総務部秘書広報課長 それでは、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、秘書広報課所管に係ります広報事業についてのご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.21、第3回塩竈市議会定例会議案資料、こちらの17ページをお開きいただきたいと存じます。資料No.21の17ページでございます。

こちら政策経費における補正予算事業についてと表題のあります資料でございます、2の補正予算計上事業のうち、表にございます事業名4の塩竈の魅力発信事業、こちらが秘書広報課の所管事業となっております。内訳の当初骨格の欄でございますが、こちら骨格予算であります当初予算の61万3,000円に、9月補正の欄、10月以降の実施分といたしまして、19万3,000円の増額補正をお願いいたしまして、事業費の総額を80万6,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、事業の予算をご説明申し上げます。

大変恐れ入ります。資料No.19の令和5年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書、こちらの7ページ及び8ページをお開きいただきたいと存じます。資料No.19の7ページ及び8ページでございます。

歳出でございます。

第2款総務費第1項総務管理費第2目文書広報費でございます。

8ページ側の一番右側、事業内訳の欄をご覧くださいと思います。こちら広報事業につきましては、左隣の説明の欄の手数料といたしまして、第11節役務費19万3,000円を計上してございます。こちらは本市の公式SNSへの登録を勧奨するために要する経費などとなっております。

なお、財源につきましては、補正額の財源内訳にございますように、全額を一般財源で対応させていただくものでございます。

議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、秘書広報課の所管分の事業に係りますご説明は以上となります。

ご審査のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○浅野委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 それでは、政策課から議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、政策課所管分について、ご説明をさせていただきたいと思います。

なお、説明案件につきましては、5件ございますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、資料No.21の第3回市議会定例会議案資料の17ページをご覧くださいと思います。17ページでございます。

先ほども秘書広報課長からお話ありました、政策経費における補正予算事業というところで、政策課分の事業について、ご説明させていただきたいと思います。

まず、下の表をご覧くださいと思います。政策課で今回補正予算を計上した事業としては、事業名1番、2番、3番となっております。一つ一つご説明いたします。

まず、1番の浦戸再生プロジェクト推進事業でございます。この事業につきましては、浦戸再生プロジェクトの一環として、第6次産業を中心とした地域おこし協力隊を募集しており、下期実施分として56万8,000円を計上しているところでございます。

次に、2番の婚活支援事業でございます。本市では、みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」への入会登録料の一部補助を実施しておりまして、下期実施分として4万9,000円を計

上しております。

次に、3番の子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業についてでございますが、こちらは若い世代の定住と地域活力の維持を図るため、市内へ転入する子育て世帯や、三世代同居近居世帯への住宅取得に対し、最大65万円を補助する住宅支援を実施しております。下期実施分としては、1,325万円を計上しているところでございます。

恐れ入りますが、それでは、資料No.19の令和5年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の7ページから8ページをご覧くださいと思います。資料No.19です。

先ほどご説明いたしました事業の歳出予算の詳細について、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、1番の浦戸再生プロジェクトでございますが、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第8節旅費の8万3,000円につきましては、協力隊の下期の船賃ということとなっております。第10節の需用費につきましては、作業用消耗品として48万円を計上しておりまして、第11節の役務費につきましては、郵便等通信運搬費として5万4,000円を計上しております。合わせて56万8,000円の計上という形となっております。

次に、2番の婚活支援事業でございます。こちらは第18節をご覧くださいと思います。負担金補助及び交付金として、4万9,000円を計上しているところでございます。

次に、3番の子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業でございますが、こちらも第18節負担金補助及び交付金として、1,325万円を計上しているということでございます。

政策経費における補正予算事業については、以上でございます。

それでは、恐れ入りますが、資料No.21にお戻りいただきまして、19ページをご覧くださいと思います。19ページでございます。

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託について、ご説明をいたします。

まず、1の概要でございますが、本市におきまして、企業版ふるさと納税制度の積極的な活用を図り、寄附の獲得を目指すため企業に働きかけ、マッチングする支援業務を委託しようとするものでございます。

2の事業内容でございます。下記に記載しているとおりでございます。4点の手法か、または複数の手法の組合せにより、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指したいと考えております。

3の委託期間でございます。令和6年3月31日までとしているところでございます。

4の委託金額でございますが、委託契約金額の算定につきましては、成果報酬型とさせていただきます。また、寄附金額に受託料率を乗じて、消費税及び地方消費税を加算した額といたします。なお、目標金額を500万円とし、受託料率は20%以内と考えております。

5の事業費及び財源内訳についてでございます。事業費につきましては、110万円でございます。財源内訳としては、全て一般財源となっております。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料No.19をご覧くださいと思います。7ページ、8ページをご覧くださいと思います。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費、そして、8ページでございます第12節委託料について、企業版ふるさと納税業務委託料となっております。

恐れ入りますが、資料No.21にお戻りいただきまして、19ページをご覧くださいと思います。19ページでございます。

6の今後の予定でございますが、10月に事業者の公募、契約を実施させていただきたいと考えております。

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託につきましては、以上でございます。

それでは、同じ資料の20ページをご覧くださいと思います。20ページでございます。

次は、DX推進に係る環境整備について、ご説明いたします。

1の概要でございますが、議会及び各種会議におきまして、電子機器を使用したペーパーレス会議システム等を導入することで、紙資料の削減、業務効率化を図るものでございます。

2の事業内容についてでございますが、市長、副市長、教育長及び管理職に対しまして、モバイルパソコンを配備したいと考えております。また、議会及び各種会議におきまして、円滑に会議を進行するために、ペーパーレス会議システムを導入するほか、通信料への増加の対応として、既存ネットワークの増強等を行います。

3の事業費及び財源内訳でございますが、令和5年度分の事業費といたしましては、745万6,000円を計上しており、財源内訳としては、全て一般財源となっております。

また、債務負担行為限度額を設定しておりまして、令和8年度までの事業費として、1,578万6,000円を設定しております。財源内訳としては、全て一般財源となっております。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

再度恐れ入りますが、資料No.19の資料の、7ページから8ページをご覧くださいと思います。



ます。7ページから8ページでございます。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費、8ページ目にある第12節委託料の各種事業費で336万4,000円という金額がございます。こちらにつきまして、議場などへのネットワーク配備委託の委託費ということとなっております。

また、第13節使用料及び賃借料で281万9,000円となっております。こちらはモバイルノートパソコンの事務機器賃借料として175万4,000円、ペーパーレス会議システム資料として106万5,000円と計上しております。

さらに、第18節でございます。第18節は負担金補助及び交付金でございます。こちらは宮城県セキュリティクラウド負担金でございます。このセキュリティクラウド負担金として、39万2,000円を計上しているところでございます。こちらは県の回線、現在使用しているものでございまして、回線増強に伴う負担金が増額というものでございます。

恐れ入りますが、今度は資料No.18でございます。資料No.18、令和5年度塩竈市一般会計特別会計補正予算の4ページをご覧いただきたいと思っております。資料No.18の4ページでございます。

こちらを第3表債務負担行為補正といたしまして、ペーパーレス会議用端末賃貸借を令和8年度まで設定してございまして、その限度額は、先ほどもお話しさせていただきました、1,578万6,000円となっております。端末リース料の3年4か月分という形となっております。

再度恐れ入りますが、資料No.21の20ページにお戻りいただきたいと思っております。資料No.21の20ページでございます。

4の今後の予定でございます。こちらご覧いただきたいと思っております。令和5年11月に業務委託契約締結した後、ネットワーク及び端末整備を実施いたします。令和6年1月テスト運用、2月に運用開始とさせていただければと考えております。

D X推進に係る環境整備については、以上でございます。

それでは次に、同資料の21ページをご覧いただきたいと思っております。

しおナビ100円バス・NEWしおナビ100円バス事業について、ご説明させていただければと思っております。

まず、1の概要でございます。本市のバス事業に関しまして、市民生活の利便性の向上を図り、今後もバス事業の安定的な運営を継続するため、地域公共交通会議におきまして、乗車運賃を含めた運行維持のための対策を検討してきました。会議の結果、乗車運賃を150円に改定する合意形成が図られましたので、改定に係る必要な作業を実施しようとするものでござ

います。

2の事業内容でございますが、まずバスの名称でございます。こちらは100円を取り、しおナビバス、NEWしおナビバスに変更させていただきたいと思っております。次に、車体のラッピングについてでございますが、こちらも前後、両サイドにある100円バスの表記を切り取りまして、新たにラッピングをいたします。また、時刻表、バス停の看板等の表記変更、バスからスムーズに降りられるよう、両替機の設置もいたしたいと考えております。なお、(2)の車体のラッピング、また、両替機の設置だけにつきましては、NEWしおナビバスの作業ということとなっております。

3の事業費及び財源内訳でございます。全体の事業費といたしまして、538万5,000円を計上しており、財源内訳として、ふるさとしおがま復興基金から繰入れしているところでございます。

続きまして、歳入歳出についてでございます。

恐れ入りますが、資料No.19の補正予算説明書の7ページ、8ページをお開きください。

まず、説明の都合上、歳出から説明させていただきたいと思っております。

資料No.19の補正予算説明書、7ページ、8ページでございます。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費、そして、8ページにございます第10節需用費の印刷製本費28万7,000円とございます。28万7,000円につきましては、バス車体のラッピング費として計上しているところでございます。

そして、第12節の委託料の各種事業委託料では、60万円について、バス停の看板表記変更分として計上しているところでございます。446万4,000円のうち、60万円というところでございます。また、その下の運行委託料449万8,000円分につきましては、両替機設置分とする委託料でございます。

続きまして、歳入でございます。恐れ入りますが、3ページから4ページをご覧くださいと思っております。3ページから4ページでございます。

3ページ中段の第19款繰入金第19項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金というところで、594万8,000円のうち、538万5,000円が路線バス空白地区旅客自動車運送事業として充当されるということとなっております。

恐れ入りますが、再度資料No.21の21ページにお戻りいただきたいと思います。

4の今後の予定でございます。今年の11月から乗車運賃改定を市民の皆様に周知させていた

だきまして、令和6年1月に運輸局へ乗車運賃改定の届出、2月には時刻表の印刷、配布、3月にはバス車体ラッピング、バス停看板の張り替え、そして4月に乗車運賃改定開始という予定と考えております。

しおナビ100円バス・NEWしおナビ100円バス事業につきましては、以上となります。

それでは、同資料の22ページをご覧いただきたいと思っております。22ページでございます。

ふるさと納税事業について、ご説明をいたします。ふるさと納税事業についてでございます。

1の概要でございますが、ふるさと納税の取組については、事務の一部を業務委託することで、返礼品の魅力の向上などに努めるとともに、ふるさと納税ポータルサイトの活用により、本市への寄附を促進しております。また、令和5年度末で業務委託契約が満了となるため、令和6年度から契約に向けて、債務負担行為限度額を設定しようとするものでございます。

2の業務委託契約についてでございますが、契約期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間といたしまして、想定寄附金額を20億7,500万円とさせていただきます。業務内容といたしましては、記載のとおりということとなっております。

3の事業費及び財源内訳、債務負担行為限度額につきましては、令和8年度まで9億9,351万9,000円と設定しております。財源内訳につきましては、全て一般財源となっております。

恐れ入りますが、資料No.18の令和5年度塩竈市一般会計特別会計補正予算の、4ページをご覧いただきたいと思っております。資料No.18の4ページでございます。

こちらの第3表の債務負担行為補正といたしまして、ふるさと納税促進業務委託として、9億9,351万9,000円で設定しているところでございます。

恐れ入りますが、再度資料No.21の22ページにお戻りいただきたいと思っております。

4の今後の予定でございます。10月に事業者募集を行いまして、令和6年1月に契約手続、4月から委託開始というものと考えております。

ふるさと納税事業については、以上となります。

政策課から議案第52号の説明につきましては、以上となります。ご審議について、よろしくお願いたします。

○浅野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管分について、ご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.21の議案資料の23ページをご覧ください。

業務改善の推進についてになります。

1、概要でございます。令和5年3月に策定いたしました第5次塩竈市行財政改革推進計画の重点取組の一つである業務改善の推進に取り組み、生産性の向上を目指すものでございます。

2、事業内容でございます。事業内容につきましては、オフィス改革の試行と、電子契約システムの導入に向けた調整の2つになります。

まず、オフィス改革の試行についてです。横断的、複合的な行政課題に対処するため、組織間の連携促進を目的とするものです。2つ目、本庁舎2階の総務部財政課の執務スペースを、壱番館庁舎3階の教育部の執務スペースへ移転いたします。また、統一的なデスクを定期的に配置することで、直線ライン化し、通行しやすい動線を確保いたします。コミュニケーションの活性化を図るため、グループアドレス制を導入することも考えております。あわせて、ファミレスブースや集中ブースを設置し、業務内容に応じた適切な場所を確保してまいります。総務部財政課の移転後のスペースにつきましては、会議打合せスペースに転用する予定でございます。

次に、電子契約システムの導入に向けた調整となります。インターネットを介して契約書を送信し、契約を締結するシステムである電子契約システムの導入に向けた調整を行うものになります。具体的には、電子契約システムの導入に当たって必要な関係規定の改正、業務マニュアルの作成、事業者との説明会の実施などを想定しております。なお、電子契約システムの導入メリットといたしましては、契約書類の作成、管理コストの低減等の促進が挙げられるものと見込んでおります。

3、事業費及び財源内訳でございます。事業費として1,447万6,000円を計上しております。その内訳といたしましては、オフィス改革の試行が1,397万6,000円、電子契約システム導入に向けた調整分として50万円となっております。財源としては、全て一般財源となっております。

4、今後の予定でございます。2つ、いずれにつきましても、まず議決いただきましたら、10月から契約手続を開始したいと考えております。その上で、11月から事業を開始しまして、まず1つ目、財政課のオフィス改革としての移転につきましては、来年1月、2月頃に移転完了を目指して進めてまいります。電子契約システムにつきましては、システムの稼働を令和6年度から稼働開始予定しておりますので、それに間に合うように作業を進めてまいりた

いと考えております。

続きまして、予算書の説明を行わせていただきます。恐れ入ります。資料No.19、補正予算説明書、こちらの7ページ、8ページをお開きください。

ただいまご説明いたしました業務改善の推進のための歳出予算ですが、上のほうにあります第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費の中で、すみません、一番右の事業内訳をご覧ください。こちら上のほうにありますオフィス改革事業費1,397万6,000円と、その下にあります行政改革推進費として、50万円を計上しております。

次に、今回の補正予算に係ります歳入についてご説明いたします。同じ資料の3ページ、4ページをご覧ください。

こちらページの真ん中、中段にあります第18款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金について、先ほど政策課よりご説明ありました企画費の企業版ふるさと納税業務委託の財源とするため、110万円を増額計上するものになります。

その下をご覧ください。第19款繰入金第1項基本繰入金第1目財政調整基金繰入金につきまして、3億1,399万2,000円を増額補正しております。こちら財政調整基金繰入金につきましては、今回の9月補正に係ります所要一般財源として、その必要額について基金から繰り入れるものでございます。

財政課所管の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 佐藤危機管理監。

○佐藤総務部危機管理監 危機管理課から、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、危機管理課所管分について、ご説明いたします。

資料No.18、19、21をご用意ください。18、19、21でございます。

まずは資料No.21、議案資料の24ページをご覧ください。24ページでございます。

消防施設整備事業についてご説明いたします。

この事業の概要ですが、塩竈市浦戸消防団第一分団朴島及び第二分団石浜、それぞれの器具置場は老朽化が進んでいることから、移転候補地選定を進めてきましたが、建設候補地が決定したため、建て替えに向けた設計及び工事を実施しようとするものであります。

事業内容ですが、両器具置場とも、昨年5月に宮城県が公表した津波浸水想定区域内にあることから、高台に移転するものであります。建設候補地の決定に当たり、当初の事業内容に加えて、追加業務が発生したため、その関連予算を計上するものであります。追加内容とし

ましては、朴島が家屋解体、土地造成に係る設計、石浜は、のり面整備、道路拡幅に伴う工事になります。

財源としましては、事業費3,326万円に対し、緊急防災・減災事業債による地方債を3,290万円と、一般財源36万円になります。

今後の予定としましては、9月定例会、補正予算案をお認めいただきましたら、11月に朴島器具置場の設計業務委託契約と、石浜器具置場の新築工事契約を締結し、来年3月にはそれぞれの事業が完了する予定であります。

続きまして、関連する予算についてご説明します。資料No.19をご用意ください。資料No.19の21ページ、22ページでございます。

説明の都合上、歳出予算から説明いたします。

消防施設整備事業については、第9款消防費第1項消防費第2目非常備消防費第12節委託料に、実施設計委託料として726万円。第14節工事請負費に、施設整備工事費として2,600万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明します。同じ資料、資料No.19の3ページ、4ページをご覧ください。最下段になります。

第22款市債第1項市債第5目消防債第1節消防債に、消防施設整備事業として3,290万円を計上しております。

次に、資料No.18をご用意ください。資料No.18、補正予算の5ページをご覧ください。

中段、地方債補正の変更であります。消防施設整備事業3,290万円を加え、限度額は1億1,430万円となります。

危機管理課からは以上となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○浅野委員長 櫻下生涯学習課長。

○櫻下総務部公民共創推進専門監兼教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 続きまして、生涯学習課より、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生涯学習課に係る部分について、ご説明いたします。

資料No.19及び資料No.21をご用意願います。資料No.19及び21でございます。資料No.21の18ページをお開きください。

こちらは政策経費における補正予算事業についてでございますが、この表の中の17番から20番までが、生涯学習課所管の事業となっております。例年当初予算に計上しているものです

が、今年度骨格予算であることから、9月補正での予算措置をお願いするものです。

こちらと併せまして、資料No.19の23ページ、24ページをお開きください。23ページ、24ページでございます。

この4つの事業に係る補正予算の内訳をご説明いたします。

第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費、補正額84万円が、資料No.21、18ページの17番、しおがまっ子夢応援プロジェクト事業に当たります。こちらは塩竈市の子供たちから募集した夢の実現を応援し、その様子を動画配信するために要する経費です。

続いて、その下、第2目公民館費、補正額8万円が、資料No.21、18ページの18番公民館総合事業に当たります。こちらは、塩竈市出身の俳人、佐藤鬼房を検証するとともに、ジュニア俳句が盛んになることを目指して行う塩竈市ジュニア俳句コンクールに対する補助金となっております。

その2段下に当たります第7目ふれあいエスポ費は、資料No.21、18ページの19番、エスポ総合事業と、20番しおがま未来大使交流事業の2事業の合計となっており、補正額266万9,000円です。

各事業の内容といたしまして、エスポ総合事業は、しおがま未来大使の平間 至さんが実行委員長を務め、2年に一度開催する塩竈フォトフェスティバルです。運営事務補助の会計年度任用職員に係る報酬等のほか、実行委員会への事業補助金で、合計252万7,000円です。

また、しおがま未来大使交流事業は、同じくしおがま未来大使を務める鶴田美奈子さんが行うピアノコンサートです。講師謝金のほか、チラシ、ポスターの印刷製本費等で、合計14万2,000円となっております。

以上の歳出に係る予算は、全て一般財源です。

生涯学習課からの説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○浅野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 続きまして、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、文化スポーツ課分について、ご説明いたします。

資料No.19の23ページ、24ページをお開き願います。19の23、24ページでございます。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

第10款教育費第4項社会教育費第4目図書館費の第14節工事請負費に199万1,000円を計上し

ております。

恐れ入ります。資料No.21の41ページをお開き願います。21の41ページでございます。

1の概要ですが、建築基準法の定期検査で指摘のありました、市民図書館の防火設備等の修繕工事でございます。

2の修繕箇所でございますが、防煙垂れ壁3か所で164万5,000円、防火扉、こちらも3か所で34万6,000円です。

3の事業費及び財源内訳ですが、合計199万1,000円で、全額一般財源です。

4の今後の予定ですが、予算を議決いただければ、速やかに契約手続、工事着工を行い、年内の工事完了を目指します。

続きまして、資料No.19の23ページ、24ページにお戻り願います。

第10款教育費第4項社会教育費第6目市民交流センター費の第18節負担金補助及び交付金に、市民交流センター管理運営費630万円を計上しております。

恐れ入ります。資料No.21の18ページをお開き願います。21の18ページです。

政策経費の補正予算としまして、21番壺番館大規模改修事業負担金360万円。塩竈市遊ホール協会事業補助金として270万円の、計630万円を計上しております。

歳入につきましては、全額一般財源です。

同じ資料No.21の42ページをお開き願います。42ページでございます。

美術館耐震対策事業についてでございます。

1の概要でございますが、市の指定文化財であります杉村惇美術館及び公民館本町分室の安全性を確保するため、文化庁が示す基準にのっとり行った耐震診断に基づき、耐震補強設計業務を行うものでございます。

2の耐震診断結果です。

(1)の保有水平耐力計算による階層毎の評価です。保有水平耐力ですけれども、地震などの横揺れの際の、建物の耐える力のことでございます。表に記載の上2段の大講堂及び管理棟1階は、必要な耐力を有しております。3段目の管理棟2階は、必要な耐力を満足しておりません。これは1階が鉄筋コンクリート造で硬く重いのですけれども、2階は木造で軟らかいため、地震時は2階部分の揺れが大きく、倒壊の危険性があるとの評価です。

(2)の劣化係数等を考慮した建物全体の評価ですが、耐震性能ランクは、真ん中の2の評価に該当いたします。使用継続は可能ですが、大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、



または崩壊する危険性があるという評価となっております。欄外に記載がありますとおり、大規模地震の場合は倒壊、崩壊の危険性がありますが、震度5強程度では倒壊するおそれはないが、管理棟2階部分の補強が必要であるという評価です。

3の事業費及び財源内容です。

恐れ入ります。資料No.19の23ページ、24ページをお開き願います。19の23、24でございます。第10款教育費第4項社会教育費第8目美術館費の第12節委託料に、耐震補強設計委託料として1,298万円を計上しております。

歳入でございます。

同じ資料の5ページ、6ページをお開き願います。5ページ、6ページです。

第22款市債第1項市債第6目教育債第3節社会教育施設債に、美術館耐震対策事業費1,290万円を計上しており、残りの8万円は一般財源となります。

恐れ入ります。資料No.21の42ページにお戻り願います。

4の今後の予定ですが、議決いただければ11月に契約、入札を行い、年内の業務完了を目指します。

何度も恐れ入ります。資料No.19の23ページ、24ページをお開き願います。19の23、24ページでございます。

第10款教育費第5項保健体育費第1目保健体育総務費です。一番右側に記載のある事業内訳欄のスポーツ振興事業85万5,000円でございますが、第7節報償費64万5,000円をスポーツ全国大会出場報償金として、第18節負担金補助及び交付金に21万円をその他団体等事業補助金として計上しております。

恐れ入ります。資料No.21の17ページをお開きください。21の17ページです。

政策経費に関する補正予算の12番です。スポーツ振興事業に、こちら記載されているものがございます。

同じ資料No.21の43ページをお開き願います。同じ資料の43ページでございます。

塩竈市スポーツ施設整備事業についてです。

1の概要です。温水プールは築27年を経過しており、点検を行いながら必要な補修工事を行ってまいりました。本年6月にプールサイド天井の一部で破片が落下したことから、改修工事が必要となっております。また、シャワー施設の一部が故障しており、早急な修繕も必要です。このため、天井改修に向けた実施設計を行うとともに、シャワー設備の修繕を行おう

とするものです。

2の施設の状況及び今後の取組です。

(1)のメインプールの状況ですが、1コース側のプールサイド天井部材、8センチ掛ける5センチ、約20グラムほどのものがプールサイドに落下いたしました。このため、1コースと2コースを使用中止として、3コースから7コースを使用し、1コース側のプールサイドの立入りを禁止し、利用者への周知と注意の呼びかけを行っております。今後は天井全体の経年劣化の状況を踏まえ、全体の改修工事を行うとともに、その際の足場を活用して、照明のLED化工事を併せて行います。このための実施設計を早期に行います。この設計業務委託が321万4,000円です。

(2)のシャワーの状況等ですが、女子更衣室内のシャワー2基と、プールサイドの1基が故障で使用できないため、早急に修繕を行います。この費用が107万4,000円です。

3の事業費及び財源内訳です。恐れ入ります。資料No.19の23ページ、24ページにお戻りいただきたいと思っております。19の23、24ページでございます。

第10款教育費第5項保健体育費第1目保健体育総務費の一番右側に記載の事業内訳欄、塩竈市スポーツ施設整備事業428万8,000円でございますが、第10節需用費に修繕料の107万4,000円を、第12節委託料に321万4,000円を、実施設計委託料として計上しております。

歳入でございます。

同じ資料の5ページ、6ページをお開き願います。

第22款市債第1項市債第6目教育債第3節社会教育施設債に、スポーツ施設整備事業（プール）として420万円を計上しており、残りの8万8,000円は一般財源となります。

大変恐れ入ります。資料No.21の43ページにお戻りください。21の43ページでございます。

4の今後の予定ですが、議決いただければ、10月から11月にシャワーの修繕を行い、11月に実施設計の契約手続、入札を行います。12月に実施設計業務を開始し、来年2月には設計業務が完了する見込みです。

恐れ入ります。資料No.18をご用意ください。18の5ページをお開き願います。資料No.18の5ページでございます。

地方債についてですが、第4表地方債補正の1、追加の2段目に美術館耐震対策事業費1,290万円を計上しております。同じページの2の変更の2段目、スポーツ施設整備事業に1,210万円から1,630万円、420万円の増額を行っております。

一般会計補正予算のうち、文化スポーツ課分については、説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○浅野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 続きまして、学校教育課より、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、学校教育課に係る部分について、ご説明いたします。

資料No.18及び資料No.21をご用意願います。資料18の4ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正、追加といたしまして、表の最下段の外国語指導助手配置事業費でございます。期間は、令和5年度から令和8年度で、限度額が1,618万3,000円でございます。

その内容につきましては、資料No.21の40ページをお開きください。40ページでございます。

1、概要でございます。小中学校に配置している外国語指導助手、ALTについて、教育の質の向上と、教育機会の確保を目的に、令和6年度から一部業務を委託するため、債務負担行為限度額を設定しようとするものです。

2、活動状況でございます。現在、3名のALTがおり、それぞれ3校から4校を担当し、1週間で35時間の、1日7時間勤務で、外国語授業の補助などを行っております。雇用形態は会計年度任用職員、そのうち2名は、JETプログラム事業の参加者、1名については、元参加者を直接雇用しております。

3、業務内容及び委託期間でございます。業務内容は、市内小中学校において、担当教員の指導の下、教員が行う事業に係る補助を行う業務であります。委託期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間でございますので、債務負担行為を設定させていただくものです。

4、事業費及び財源内訳でございます。事業費は3年間で1,618万3,000円でございます。財源内訳は、一般財源でございます。

5、今後の予定でございます。お認めいただけましたら、11月にプロポーザル実施の公示、12月にプレゼン開催の予定でございます。また、令和6年2月に契約を締結いたしまして、同4月の派遣開始を予定しております。

学校教育課からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○浅野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 それでは、議案第64号「塩竈市生涯学習センター及び塩竈市民交流センターの指定管理者の指定について」ご説明いた

します。

資料No.5、定例会議案の21ページをご覧ください。資料No.5の21ページでございます。

本議案は、塩竈市生涯学習センター及び塩竈市民交流センターの指定管理者候補者として選定いたしました、しおがま・みらい共創パートナーズを指定管理者として指定するために、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

なお、塩竈市生涯学習センターには、ふれあいエスブ塩竈、塩竈市公民館が、塩竈市民交流センターには遊ホール、塩竈市民図書館、塩竈市視聴覚センターがございます。

指定管理者候補者の概要をご説明いたします。

資料No.21の73ページをお開き願います。資料No.21の73ページです。

改めまして、1の団体名でございますけれども、しおがま・みらい共創パートナーズでございます。

3の代表団体でございますが、株式会社図書館流通センターでございます。

構成団体が、4の(2)のアクティオ株式会社、(3)丸善雄松堂株式会社の3社による共同事業体となっております。団体の概要は記載のとおりです。後ほどご参照ください。

おめくりいただきまして、74ページをご覧ください。

1の経過でございます。本年5月10日に第1回選定委員会を開催し、翌日11日から募集を開始しております。5月18日の説明会には16者の参加があり、7月31日の締切りまでに、3者の応募がありました。8月10日にプレゼンテーションヒアリング及び第2回選定委員会を開催し、指定管理者候補者が選定されました。

2の審査概要ですが、市職員2名、外部有識者4名、合計6名から成る選定委員会を設置し、審査要領を基に、書類による審査、それにプレゼンテーションヒアリング、質疑応答の結果を踏まえまして、最終審査を行い、候補者を選定しております。

3の審査結果ですが、審査の結果、最低基準得点306点を超える552点を獲得した当該団体を、指定管理者候補者に選定しております。評価されたポイント等といたしましては、4施設の関連性を意識したプログラムが開発され、研修体制を含めた4施設一体のメリットが強調されている。加点評価の開館日、開館時間の延長が実績に基づく提案内容である。近隣市町での実績と専門企業としての安心感があり、よりよい管理運営が行われることが期待できる。地域をよく理解し、丁寧な計画、指定管理を受けようと努力している姿がよく伝わり、塩竈が今後どうあるべきか、共に考えることができる視座を有している、といった意見が各委員

から出ておりました。

なお、75ページには審査項目等、別冊の資料No.21の2には募集要項及び仕様書を記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

議案第64号につきましては以上です。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○浅野委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 それでは、政策課より、議案第65号「浦戸地区辺地総合整備計画の策定について」ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.5の令和5年第3回塩竈市議会定例会議案の22ページをお開きいただきたいと思っております。22ページでございます。資料No.5でございます。

提案理由でございます。浦戸地区の公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を策定しようとするものでございます。

それでは、23ページをご覧ください。

こちらには、総合整備計画書を記載しております。計画書をご説明させていただきたいと思っております。

1の辺地の概況でございます。こちらは記載のとおりでございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、今回朴島地区につきましては、浦戸5地区のうち、唯一浮き栈橋が設置されておらず、干潮の影響や、風、雨により船の乗降時に大変危険を伴うことが多く、島民も不安を抱いているところでございます。生活基盤整備の一環といたしまして、また、高齢者に対しても配慮した安全な浮き栈橋の整備が強く求められていることから、本事業を実施するものでございます。

3の公共的施設の整備計画でございますが、令和5年度から令和6年度までの2年間の整備計画とし、その事業費としては1億3,000万円ございまして、財源内訳は全て一般財源でございますが、辺地対策事業債として、1億3,000万円を予定しているところでございます。

恐れ入りますが、資料No.21の76ページをお開きいただきたいと思っております。資料No.21、76ページでございます。

まず、1の概要でございますが、辺地の要件に該当する地域におきまして、公共的施設を整備するための財政上の計画ございまして、市町村が議会の議決を経て策定するものでございます。

2の辺地総合整備計画を策定する財政上のメリットでございますが、辺地対策事業債、こち

らにつきましては、起債充当率100%、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであり、その起債の発行が認められるというところでございます。

3の辺地対策事業債の対象となる事業でございますが、ここに書いている記載のとおりでございますが、今回は二重線を引いております道路及び渡船施設が対象として考えております。

4のこれまでの辺地総合整備計画策定による施設整備等につきましては、記載のとおりでございます。直近では令和3年度に浦戸諸島に光ファイバーの敷設を実施いたしました。

5の今回の辺地総合整備計画策定による施設整備等についてですが、朴島への浮き栈橋を整備するに当たり、計画を策定し、辺地対策事業債を活用するものでございます。

6の今後の予定でございますが、9月に関係議案を提出し、10月に県知事を通じて計画書を総務大臣へ提出後、11月に事業の着手ということとなります。

政策課から議案第65号の説明については以上となります。よろしくご審議について、お願いいたします。

○浅野委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。

ご質疑ございませんか。桑原委員。

○桑原委員 100円バスについての補正予算について、ちょっと質疑させていただきます。

前段として、こういう時代で、物価高物価高という時代で、100円のバス値上げること、重々承知して理解はしているつもりなんですけれども、それを前提として質疑させていただきます。

まず、この100円から150円に上がる、この50円という金額の妥当性については、いかがでしょうか。

○浅野委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

100円から150円と、50円と値上げにした妥当性というか、そういった理由についてというところでございます。

今委員がおっしゃったとおり、現在物価高騰、非常に進んでおりまして、なかなか市民の方も苦しんでいるところもございますし、事業者の方も苦しんでいるというところがございます。今回はこの運行経費、年々増加しているところがございますが、さらに物価高騰によっ

て増加すると我々としては想定しております。

本来であれば、最大限収支率改善したいところ、つまりバス事業者が独立採算制で経営をしていただければというところがございますが、なかなかそれもしてしまうと、バス事業も成り立っていかないというところがございます、我々としても、できるだけ協力していくということで考えております。

そんな中で、収支率の目標を、まずはコロナ禍前の収支率52.7%というところで設定させていただいております。このコロナ禍前の52.7%にすることによって利用者は減少するとは見込んでおりますが、何とかコロナ禍前の令和元年度までの収支率に戻せるものなのかなと考えております。

以上でございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。会社存続とか、そういったことも重々理解はしておるんですけれども、それに向けた150円に値上げするというところで、市民の方にどういったご説明をされてきたのかというところを、ちょっとお聞きしたいです。

○浅野委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

どういったことを市民の方に、この値上げするというところで、どのように説明してきたかというところがございます。まずは、市長が就任してから、バス運行につきましては、経費負担の見直しなど、課題として挙げられておりました。令和2年度には広報しおがま、この広報紙におきまして、シリーズ物として3回にわたり、バスの運行の現状等について、お示しさせていただいております。それ以降につきましても、各地区の懇談会におきまして、バス運行の現状、料金改定に対する考え等の説明をしております、その中で理解を示すご意見も多くいただいたというところがございます。また、議会に対しても、毎年1月の協議会のところで、運行状況の説明をしているところがございます。

以上でございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。この公開資料で、塩竈市の地域公共交通会議という協議の資料をちょっと見させていただいているのですけれども、ここの自由意見というところがありまして、確かに賛成、100円のままいてくれという方もいれば、値上げは致し方ないよね

という形で、意見としては結構皆さんばらばらで、どう協議すればいいのかというところもあるとは思いますが、私、朝ご挨拶で立っていたりするのですけれども、そのときに空のバスで結構通っているバスとかというのがあるんですね。朝限定なんですけれども、そういったところの乗車率とかのエビデンスがあれば教えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○浅野委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 なかなか難しいなと思っております。委員がお立ちになって、朝見かけるバスで、なかなかバス乗っていないというところがあるというところがございます。実を言いますと、特にというわけではないんですが、NEWしおナビ100円バスは、しおナビ100円バスの空白地帯を埋めているという状況でございまして、少し山のほうとか海のほうとかというところの方、利用されているというところがございます。なかなかバス停によっては、乗降客が伸び悩むというところも、我々も重々承知しているところございまして、そういったところも今後どういった対策が必要なのかということも含めまして、庁内でももちろん話し合っていきたいと思っておりますし、あと、地域公共交通会議の中でも委員の意見もいただいて、どのように路線を活性化させることができるのかということも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○浅野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。先にそういったプロセスがあれば、その150円というのも、市民の方にもうまくもうちょっと説明できるのかというところが、私思っているところなんですけれども、結局その150円に上げて、例えば、その乗車率というのが下がってしまったら意味ないとは思いますが、その辺はどう考えてるのかと思ひまして、お聞きしたいんですが。

○浅野委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 確かに値上げをすれば、人数はもちろん減るということは我々も理解しているところございまして、こちら地域公共交通会議のところでもお話ししているところでございます。それにつきましては、先ほどもうちょっとお話しさせていただいたところなんですけれども、まず、市の財政負担がちょっと大きいというところもございまして、まず、そこを解消させていただきたいというのが一つございまして、先ほどもうちょっとお話しさ



せていただいたとおり、目標すべき値を、コロナ禍前の令和元年度というところで目標設定をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○浅野委員長 本多部長。

○本多総務部長 ちょっと補足させていただきたいと思います。

やはり今回の150円への改正につきましての背景は、もう今説明したとおりですけれども、正直なところを言うと、市町村の単独の事情による減収ではなくて、やはりこれはもう全国的な影響の中で、やむを得ず減ってきているというようなことです。その中で、アンケートにもあるんですけれども、市民の意見としては、逆に土日の運行とか、夜もう少し延ばしてくれとかということで、さらなるニーズを要求されているという状況です。ただ、なかなか今の経営状況では、そこまでなかなか我々としては応えられないということで、まずは現便の維持をするには、どのような形が取れるのかという視点で検討させていただきました。それが150円であれば、コロナ禍前の、ある程度受益者負担約半分のお願いをした上で、行政が半分を負担するというバランスの中で運行ができるのかなということでの、今回ご提案ということになります。

ただ、実際、今委員おっしゃるとおり、もっと利用者が下がったときどうなるんだということがあったときには、例えば、運賃に転嫁できないとすると、やはり経費をどういうふうにして今度削減していくかという視点で、我々はもっと切り詰めていかなければならないと。もう具体的には、これは市民の意見とのバランスもありますが、例えばの話ですが、一方では減便とか、停車の間隔を広げるとか、いろいろそういう市民が望まないような検討も一部せざるを得ない。あと、運行の形態とか契約方式、そういったものも含めて見直しをせざるを得ない。それが市民の方のニーズにマッチするかということも、慎重に考えながらそこはやっていかななくてはならないのかということで、単純にその削減というところを、一方的に進めていけるかということも、検討が必要かと考えています。

○浅野委員長 よろしいですか。ほかにご発言ございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 業務改善の推進についてに関することなんですが、（「すみません、ページ数」の声あり）資料No.21の23ページです。

総務部財政課の壱番館庁舎3階への移動とあるのですが、これは業務上によるものなのか、あるいは、スペース確保を一番としての移動なのか、お聞かせいただければと思います。

○浅野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 今回業務改善の中で、オフィス改革の試行ということで、財政課の教育部の、今いるフロアのほうに移動を今考えております。まず、なぜ教育部に行くのかということもあると思うんですけども、まずスペース、確かに今教育部の3階フロアの広さを考えたときに、財政課が行こうとしたときに、行けるフロアとしては3階。1階、2階はちょっとスペース的に難しいとありましたので、まず教育部を今回選ばせていただいています。

また、その移動の際なんですけれども、当然今総務部にある財政課の教育部の中に行くということで、部門としてはちょっとまたぐことにはなるのですけれども、ただ、オフィス改革をして、その空間をつくる中で、当然今本庁舎で、残った総務部とのコミュニケーションをそのまま取れるように当然努力しながら、かつ教育部のほうでも、オフィス改革をいろいろ試行しながら、業務改善の可能性を追求していければと考えております。

以上になります。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

業務改善についてではないんですけども、私、前々からずっと気になってはいたのですけれども、近隣市町村の窓口ありますよね。市民課ですとか、いろいろあるのですけれども、大抵は市民の皆様が来て、塩竈市役所でも待合の椅子はありますよね、長椅子が。ただ、相談する場合、みんな立ちですよ、今現在、本庁舎に関しては。ここを高齢の方も大分増えていらっしゃると思いますので、将来に向けて、座っての形での形状といいますか、そういうことは変更できないものかとは、以前から思っておりました。業務改善ではないのですけれども、スペースを生み出すというのはいいと思うんですね。そういう今後機会がありましたら、そのカウンターなどの変更も考えてはいかがかと思えます。

○浅野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 まさにおっしゃるとおり、窓口における市民サービスの向上というのは常々考えていかなければいけないことだと思っています。当然そのカウンターの修繕ですとか、改修もできればではあるのですけれども、どうしても今ちょっと本庁舎の造り上、そこは難しいということで、原課もなかなか苦勞しているところではあるのですけれども、小机の準備ですとか、スペースをちょっとより端っこに設けますとか、そういうことはやっておるのですけれども、ここの業務改善の中で、もうちょっとレベルの上がるような市民サービ

スの向上を考えていければと考えております。

○浅野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 一番来庁者が多いのは市民課だと思うのですね、毎日。玄関口正面から入りまして、すぐ左に折れて、入り口を入れてすぐ左側のカウンターございますよね。せめてあそこぐらいでも、少し低くできないものかと、それは以前から考えておりました。新庁舎のこともありますので、大々的にはできないと思うのですけれども、ちょっと小規模ですけれども、できるところはやれないものかと考えております。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ご指摘ありがとうございます。業務改善、これは当然市民の皆様方からの目線、もちろん働く職員が目線、いろんな目線の中で、お互いにとっていい形や、よりよい環境というのは、常に追求し続けていかないといけないだろうと考えてございます。

実は、もう今ご指摘あった市民課のほうの、あとは1階、主に1階のカウンターについては撤去できないかということで、随分高橋市民生活部長と話をしてございました。もう昭和30年代の建物のカウンターというのは、昔の建物によく多い造りだったと思います。金融機関とか。ですから、あれはもう、僕らから見ている、特にご高齢の方々が立ってお話しになっている、これはちょっと問題だろうと思っていました。その職員のアイデアの中で、手前のところに小さな机と椅子は置いていただきましたけれども、それが十分だとは思ってなくて、一部だけでも撤去して、ほかの自治体にあるような、普通に座ってご相談できる窓口は必要と考えておりましたので、ここは思い切ってという言い方はあれですけれども、今後庁内でしっかり検討して、やれるところでもまずモデル的に、どのぐらい経費がかかって、どういう効果があるのか、しっかりと、なるべく迅速に検討させていただいて、前向きに対応させていただきたいと思います。

○浅野委員長 よろしいですか。ほかにごございませんか。桑原委員。

○桑原委員 すみません、先ほどのバスの件なんですけれども、最後1点だけ確認させていただきたいのは、今後ルートの方策定だったりとか、そういった乗車率の算定だったりとか、そういうことは今後やっていくとか、そういう統計を出したりとか、削減できることは削減していく、そういう形でやっていくようなことは、やっていくのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○浅野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 ちょっと先ほどの関連にもなりますが、NEWしおナビ100円バスは、停車バス停ごとのデータが出ています。ただ、今回決算特別委員会でも資料出せなかったのですけれども、しおナビ100円バスは、実はなかなか統計が取れていないと。ただ、今回取ったアンケートの中では、ある程度その地区ごとの利用の頻度というのが見れるということもありまして、やはりそういったもので、例えばですけれども、1年通してゼロのバス停の在り方とか、そういったものについては、当然地域の方々のご相談しながら、あるいは、地域公共交通会議に諮りながら、適時やっぱり見直していく必要があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大きな課題でございますので、私のほうからも一言ご説明させていただければと思います。

今も本多総務部長からご説明ございました。令和2年に、まずは当然収支が大変厳しい状況であるということは前々から存じ上げておまして、それもあつたものですから、市政だよりを使って、まずは今がどのような状況で、100円使ってどのぐらいかかっているのかという経費、250円から300円、1人当たり、そういったことも全て掲載をさせていただきました。それで、なるべく皆さん乗ってくださいよと、その瞬間だけちょっと上がった後、また下がってしまうという現状があつて、やはりそこにまたエネルギー高、新型コロナもありましたけれども、そういう状況の中で、合計で今4,500万円ぐらいの赤字幅という、（「3,900万円」の声あり）3,900万円という赤字幅がございます。それで、今般50円値上げということについては、当然もう何回も庁内で議論をして、200円という話もございましたし、150円という話もあつたし、地区懇談会も、僕だけで多分25か所程度回らせていただきましたが、全てにおいて値上げについてお話をさせていただきました。ご意見もいただきました。なかなか言える雰囲気ではないのかもしれませんが、おおむねその中では、しょうがないねというお声があつたということも事実。あと、選挙始まるまでの間に、私に100円バスの件で値上げしないでくれと言つた方は、お一方いらつしゃいました。でも、こういう理由なんですよという話をしたら、できるだけというお話はいただいたと。これも現実でございます。

先ほど本多総務部長がお答えさせていただいたとおりなんですけれども、必ず誰かにしわ寄せが行くんです。役所にしわ寄せが、簡単に分かりやすく言いますと、ちょっと語弊あつたらお許しいただきたいと、役所にしわ寄せが来るということは、役所のお金は市民の皆様方

の税金なんです。その配分をどのように考えていくか、私ども執行部に、その執行権があって、それを市議会の皆様方に議論をしていただいて、それでいいかどうかという判断になれるかと思います。本当だったら200円、実は300円に上げたい。これが正直なところ。でも、それがやはり今のご時世に、なかなかタイミングも含めて厳しいなど。ただ、これだけエネルギーが上がると、私どもとしても、業者さんとの契約も今見直すように、ちょっと見直すというか、もう1回契約書を再点検するように指示を出してございます。市のほうでできること、業者さんにやっていただくこと、市民の方々にある意味でお願いすること、あとは稼ぐことですね。あとは増やすための努力をすること、そういったものを庁内で議論をさせていただいて、最終的には今般、150円ということになったと。

はしょってお話しさせていただいていますけれども、私どもとしても、今ご指摘いただいた点、どういったものが改善できるかは、まだまだ改善の余地はあろうかと思っています。そういった意味で、ぎりぎりの判断の中で150円ということに至ったということは、是非ご理解をいただきながら、皆様方に議案としてお願いをさせていただいているということは、ぜひご理解をいただきたいということでございます。誰かが、その値上がった分の負担をかぶるという現実だけは、誰にも否定できないと思っておりますので、私どももこれまで以上に、税金の取扱い、使い方については律しなければいけない、その部分があってもなかなか、やっぱり今回は厳しかったなという現実の中でお願いをしているということは、ご承知おきいただきたいということでございます。

○浅野委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。小高委員。

○小高委員 それでは、順番にお伺いをしていきたいと思えます。それで、ちょっと項目多岐にわたって今回ご説明いただきましたので、若干私もちょうとあっちこっち行ったり来たりするかも分かりませんが、その点はちょっとご容赦いただきながら、お伺いをしたいと思えます。

それで、まず初めに、議案第51号、塩竈市生涯学習センター条例の関係で少しお伺いいたします。いただいた資料No.21の6ページ、第51号の資料のところ、様々ご説明、あるいは、表を用いてご説明をいただきました。

それで、図書室部分の、いわゆる料金の位置づけということでお伺いをしたわけなんです、先ほど若干ご説明いただいたような気はしたのですが、これまで貸館の対象施設とはなっておらなかったというところについて、目的外として貸館して、一定の料金いただいて

いたということがあったかと思うんですが、その際どんな運用でやられていたのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 櫻下生涯学習課長。

○櫻下総務部公民共創推進専門監兼教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 公民館図書室を目的外使用する際の運用の手續というご質疑かと思えます。公民館図書室、本来貸室を目的としておりませんでしたために、貸室で使用する場合は、目的外使用となるということで、こちらは特別の理由により貸室をする場合の料金につきまして、塩竈市財産条例に基づいて使用料を算出して、決裁を取り定めたというところで運用してまいったところでございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。それで、例えば、例えばなのであれですけれども、私がぜひそこを何らかの形でお借りをしたいと、何らか、学習会でも何でもいいんですけれども、そうなった際は、実際にお話をさせていただいて、これできる前の話ですよ。その手續だったり金額だったりというのは、どういったステップが必要になっているのでしょうか。

○浅野委員長 櫻下生涯学習課長。

○櫻下総務部公民共創推進専門監兼教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 これまで図書室につきましては、もともと公民館で所蔵している書籍を自由に閲覧するために活用していた場所で、ある程度の場所が、広さがあるということで、いろいろ使用ニーズがあったというところに鑑みまして、利用者からの使用ニーズに応えるため、このような手續を取ったというところでございます。ニーズがいろいろ、市民の方、いろいろな利用の希望があったために、このような手續を取ってきたという経緯がございます。

失礼いたしました。借りる際ですね。借りる際は貸室の申込みをしていただくということになります。（「料金」の声あり）料金につきましても、これまでも同じ金額を、今、議案第51号で出している料金を算出してございましたので、そちらの料金ということで貸出しをしております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。これだけ見ると、今まで貸していなかったのを活用するみたいなふうにも見えたんですが、そういった点では料金も同額で、実際こういったところに位置づけて、いわゆる貸館業務という言い方でいいですかね、そういった形でやっていくよというこ

とについては、理解をしました。

一方で、その目的として、これまで目的外使用していたところを、いわゆる貸館の対象施設とするということだけではなくて、いわゆる後ほど出てきた指定管理者制度の導入に併せて、これを指定管理者の収入としていくということでの使用料の設定ということが、今回示されました。なので、ちょっとセットで、いわゆるその指定管理者の部分についても、議案第64号のところですかね、そこについても改めてちょっとお伺いをしていきたいと思います。

それで、今回社会教育施設の指定管理というところで、前段、さきの協議会等々、あるいは、今年の当初予算の議会等でも条例の改定等あった中で、様々これまでも、この社会教育施設の指定管理については、様々議論があったわけなんですけど、私たち実は、この社会教育施設の指定管理について、いわゆる条例改定の際は、反対をさせていただいたという経緯もございました。いわゆる社会教育施設というところ、その目的、あるいは、役割というところを鑑みた際に、果たして、指定管理全てを否定するというわけでは全くないのですが、いわゆるその目的、あるいは、役割、守らなければいけないところ、そういったところを比較して見た際に、今回の指定管理というところが、そういった部分について、どこまで担保できるものなのだろうかとこのあたりが、私としてはまだちょっと分からないなというところがありますので、ちょっとその辺含めて、何点かお聞きをしたいと思うのですが、まず一つには、ちょっとこまいところにいきなり入っていくのですけれども、今回募集要項等も別の資料として出していただきまして、そういったところも、ちらちらと見させてはいただいたのですが、これまで例えば、遊ホールであれば遊ホール審議会ですとか、そういったところで評価、点検の部分も含めてされておったと思うのですけれども、今回要綱、仕様書等々見させていただく中で、自己評価という項目は当然あるわけなんですけど、いわゆる外部からの評価というものが、これまでとどのように変わるのか、変わる可能性があるのかどうか、その辺もちょっとお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 市民交流センターであれば、現在の市民交流センター審議会、それから生涯学習センターであれば、生涯学習センター審議会でございます。こちら条例で定められております審議会でございますので、もちろん継続して、外部からの意見を取り入れる審議会は継続してまいります。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 その審議会については、同様に継続をしていくということだったかと思います。ただ、ほかの事例、ほかの事案、ほかのところで実際、私なんか見えていますと、実際にそういった形としてはあるものの、なかなか外部による指定管理ということになったこともあって、そこが非常に見えにくくなるということも指摘をされておりまして、その辺についても、私たちとしては一つ、大変心配があると思っているところであります。

2016年でしたかね、169回国会の中でも、いわゆる附帯決議ということで、社会教育施設に対する指定管理者制度についても、附帯決議という形で上げられておるという中で、結構きつい言葉で附帯決議出てきたと思ったんです。指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討せよということでの附帯決議もありましたので、そういった意味で、今回、これからまた改めてお聞きをしようかと思いますが、その目的、どのように達成していくのかということも大事かとは思うのですけれども、果たして導入することで、社会教育施設の中で守られるべき役割というのが、やっぱり私としては、どうしても心配だということがあります。

それで、じゃあ今回社会教育施設ということで、例えば、一つ取り上げれば、図書業務、図書館というところも、その中に含まれてくるわけですが、その図書業務、図書館というところの部分にあっては、これも前段お話もさせていただいてまいりましたけれども、いわゆる例えば、日本図書館協会なんかそういったところでも、指定管理者制度の導入はなじまないということで、これははっきり声明を出されているということがありますが、その中の一つのポイントとして、いわゆる図書業務の在り方という中で、一つには大変に継続性が求められる業務であるということが指摘をされております。そういった点で、今回図書館だけではなくて、4つですかね、施設が指定管理になるということですが、その中で働いておられる方、その方々が、今どういった形、例えば、正職員という言い方でいいのでしょうか。正職員の方、あるいは、会計年度任用職員おられるかと思うのですが、そういう方々の今後の働き方という部分で、まずちょっと全体を伺いたいと思います。

○浅野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 今現在、正職員、それから会計年度任用職員という形で、職員を配置されてございます。その方々、多ければ、会計年度任用職員につきましては、優先的に説明会を開催しまして、優先的雇用をしていただける



という提案をいただいておりますので、引き続きという形になろうかと思ひます。また、正職員に關しましては、当然そこに指定管理ですので、市の職員ではなくなりまひますので、ほかの部署への異動という形になろうかと思ひております。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 正職員の方については、当然市勤務の方でござひますので、ほかの部署に配置替えとなると。会計年度任用職員については、なるべく優先的に雇用していただくということであつたかと思ひますが、例えば、図書業務に關して言えば、ふれあいエスプもそうですし、市民図書館もそうですけれども、司書資格の有資格者の方というのは、何人中何人とか、そういうことはお分かりになりますでしょうか。

○浅野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 令和4年度実績なんですけれども、市民図書館、正職員6名おりまして、中に1名の司書資格者がおりましたけれども、そちらは一般採用枠でありまして、この資格を前提とした採用ではござひませんでした。逆に会計年度任用職員、12人中12人司書資格者でござひまして、そちらは採用の際にそういった条件をつけて採用してござひまして、今そういったのは、資格者は会計年度任用職員に頼っている状況でござひます。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。やはり図書の業務ということをお考えまひすと、いわゆるこれ、図書館法なんかでも、様々明確に位置づけられているところかと思ひますが、いわゆる知識と文化の継承、情報発信、こういったところについては、やはりその専門性と継続性がどうしても必要になってくるということはあるかと思ひます。そういった中で、今回指定管理するしなにかかわらず、そもそもの在り方として、私としては、基本的には1年間というところで雇用されておる会計年度任用職員に、その部分をお願いをするというのは、果たしていかなものかと思ひ、この間ずっとあつたのですが、ただ一方で、今回こうした中で、指定管理となつていくというあたりのことが、果たして担保されるのだろうかというような思ひが、私としてはあるのですが、そのあたりについて何か、今よりも一歩前に進むんだみたいなポイントがあれば、ちょっとお聞きをしたいと思ひます。

○浅野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 身分の問題につきましては、今度、今まで市の会計年度任用職員から、会社の職員という形に変わろうかと思えます。指定期間中は、その間の雇用というのは、継続されるものと考えておりますけれども、そちらにつきましては、その業者の考え方ですので、ちょっと明言はできないんですけれども、ただ、今いる職員の力は必要だということは、提案書でも述べられておりますので、必要な方々の力を借りながら運営していくのは、間違いないのかと思っております。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ちょっとその中身が、やはりきちんと担保していただくことが、一つの前提になるのかと、私としては捉えております。社会教育施設という中で、これを指定管理をしていくと。ただ、今回指定管理というところでの目的というのは、やはり一つには、行財政改革の中で、コスト部分でのメリットというのものもあるのかも分かりませんが、ただ一方で、その施設の果たすべき役割、その目的について、それを達成し得るところが、基本的な指定管理の目的ということになるかと思っておりますので、そういった中で、ちょっとこうした部分について、私としては、いまだ疑問があるということです。

実際に、よそさんの事例なんか見ますと、特に図書館の事例では、人材募集を行う際は、パートで例えば、時給1,000円未満と、980円ということでの募集が基本的にされていたりとか、そういった中で、社会教育施設の役割、守るべき部分、ここを担っていく中枢となる方々が、こういった雇用形態で、今ほかのところで行われているということもお聞きをしましたので、こうした部分がちょっと心配だということがあります。

やっぱり指定管理料に、一定収入が縛られてしまうということが、やはりあるかと思っておりますので、そういった中で、そのしわ寄せが人件費に行くということは、やはりこれまでの事例を見ておられますと、様々なところに出てきておりますので、そういった点で、特に今回、4施設一括ということでもありますので、そういった部分に非常に心配があるということは、ちょっと申し上げておきたいと思えます。

それで、あと今回5年間の期間ということでありましたけれども、その中で、これまで積み上げてきたもの、あるいは、この5年間で積み上がったもの、これがきちんと継承されていくのだろうかという思いもあるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○浅野委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部文化スポーツ課長兼市民交流センター館長 まず、募集の際の仕様書で、その辺の我々がやっていきたいということはお伝えしております、それに応える形で、それをプラスアルファという形で提案をいただいておりますので、その辺の継承はされていくんだと思っております。また、5年後には同じような形で仕様書を作りまして、また新たな事業者を募集するような形になろうかと思っておりますので、そういった仕様書をしっかり作っていければ、そういった継承は大丈夫だと考えております。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。様々お伺いをしてきたわけなんです、これまでいろいろご説明をいただいたんですけども、ちょっとなかなか私としては難しさが拭えないなというところは、申し上げておきたいとは思っています。

それで、ちょっと様々ありますので、次にまた移っていきたく思うんですが、第51号お聞きをして、第64号お聞きをしましたので、今度は補正予算の中身について、お伺いをしていきたいと思っております。

それでまず冒頭、ごめんなさい、ページがあっちゃこっちゃなので、少しお時間をいただきますが、資料No.21の22ページのところで、ふるさと納税事業について、いわゆる債務負担行為限度額の設定ということで、ご提案をいただいております。

それでごめんなさい、ちょっと単純なお伺いだったんですが、3か年間想定寄附金額20億7,500万円ということで、これまでの実績と比較をして、今回その実績に対して、もうちょっと増えた額になっているのかという思いもあったのですが、この部分の根拠といいますか、そういった部分の考え方と、あと、それに対して3か年間で債務負担行為の限度額が、およそ10億円ということで、こんなにかかるものなのかというような思いも一方ではあるわけですが、ちょっとそのあたりの立てつけといいますか、そのあたりちょっとお伺いしたいと思います。

○浅野委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

想定寄附金額20億7,500万円という金額についてのご質疑だということでございます。基本的には今回、令和4年度の実績といたしましては、3億9,000万円ほどという実績が出ており

ます。この塩竈市のふるさと納税の実績につきましては、年々ちょっと上がってきているというところでありまして、もう少し我々の、塩竈市の地域資源をもっと周知させていけば、もっともつこのふるさと納税の寄附金が集まるのではないかと考えているところでございます。大体令和6年、7年、8年と、大体5億円、ちょっとすみません。失礼しました。令和6年度5億2,000万円、令和7年度が6億7,600万円、令和8年度8億7,900万円という形で、今現在この20億7,500万円を設定しているというところでございます。一応根拠といたしましては、過去の伸び率から、このくらいの金額いけるのではないかと考えているところでございます。

もう一つ、事業費でございます。9億9,351万9,000円、こちらですけれども、中身につきましては、基本的に先ほど言ったこの想定寄附金額20億円に対しまして、中間業者にどの程度、これから契約するのですが、どの程度なるのかというところで、中間業者に支払う率がございます。その率は5.9%と、ちょっと一度設定させていただいて、それが大体1億2,200万円ぐらいなんです、それプラス、あと返礼品代とか、配送料代とか、事務費代、そういったものを足し合わせると、9億9,351万9,000円ぐらいという形になっております。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。いわゆる返礼品の部分も含んでの額ということで、今ご説明をいただきました。資料見てちょっとびっくりしまして、お願いするのに半分近くかかってしまうのかという思いもちょっとあったものですから、そこについて返礼品を含むということで、理解をしたところです。

ふるさと納税という仕組みそのものについては、様々今問題も指摘をされておまして、いろいろ思うところもあるわけなんです、今回のこの債務負担行為の限度額の設定の部分については、今の説明で理解はいたしました。

続きまして、23ページ、先ほども業務改善の推進についてということでご質問ありました。ちょっと1点だけお聞きをしたいと思ったんですが、聞き漏らしていたら申し訳ないのですが、今本庁舎2階にある財政課の執務スペースを、壺番館庁舎の3階教育部の執務スペースへ移転をするということで記載がございまして、ちょっと心配だったのは、いわゆるその財政というのは、ある意味市の業務の根幹の一つの部分かと思うのですが、それがあって例えば、その向かいに政策の部署があってということで、中枢の部分でこれまで仕事されてきた

のかと思ったんですが、これを移転をするということでの、その目的といいますか、果たしてこれまでうまくいっていた部分が、うまくいかなかったりするようなことがあるのではないのかと思ったりするのですが、そのあたりちょっとどのように整理されたのか、お聞きしたいと思います。

○浅野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 まず、本庁舎における財政課の在り方なんですけれども、財政課の所掌事務である予算に関することにつきましては、全ての部課と密接に関連するものと捉まえています。ですから今回、一方連携が進む部署もあれば、もう一方でどうしても連携が希薄になってしまう部署があり得るということも認識しております。ただ、財政課としては、財政的課題に対して市役所の持てる資源を総動員しながら、最適解を出していきたいとも捉まえていますので、ちょっと今回3階の執務スペースに行くに当たっても、その中で最善の業務を尽くしたいと思っています。

また、本庁舎と離れるということにつきましては、本庁舎との連携は残しつつ、また、おろそかにならないように、今やれていることを、そのまま維持できるように、そのまま努めていきたいと考えています。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。当然そういった中身で取り込まれるんだと思うのですが、なぜあえてこう、壱番館の、しかも教育部の執務スペースへということなのか、ここに移動することで、ここがよくなるんだというのが、もう少しお聞きをしたいと思うのですけれども。

○浅野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 先ほど佐藤委員にもお答えした部分にはなるのですけれども、まず今回3階の教育部スペース、まずスペースの、まず都合がある中で、壱番館で捉まえたときに、1階や2階と比べると、3階が一番そのスペースとして可能性があったということがあります。

ただ、その上で、なお教育部かということになるのですけれども、ほかの市町の取組ですとか、その違うセクション、総務部としての財政課だったり、事業課としての教育総務課、あるいは、教育部としては組織としてもちょっと離れている部ではあるのですけれども、そういう2つの組織を並べることによって生じる緊張感であったり、あるいは、そこで得られる情報であったりということも期待しながら、そこは今回の移転には込めさせていただいてお

ります。また、教育部につきましては、具体的にこれからだとは思うのですが、学校の在り方の検討ですとか、重要な課題もありますので、そちらにつきましても財政課、また近い位置の中で、そういった課題に取り組めればということも考えております。

以上になります。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。緊張感という言葉が使われましたけれども、教育部でどのように捉えておられるのか分かりませんが、そのあたり、一つ懸念するのは、いわゆる教育委員会というところは、あくまで独立した一つのところでありますので、そういったところに財政の側面から過度な介入とまでは申しませんけれども、そういった部分、特に気をつけてやっていただければ、まずいいのかと思いましたので、その点だけちょっと一言お話をさせていただきたいと思います。

続きまして、24ページ、これ1点だけちょっとお聞きをしたいのですが、消防施設整備事業ということで、先ほどご説明をいただきました。それで、大きな理由としては、これは確認なんです、老朽化が進んでいるということを大きな理由として、移転を行うと。その際に、そこに付随する様々な考え方の一つとして、宮城県が公表した津波浸水想定区域内に、今現状あるということでの高台への移転であるということ、特に区域内にあることをもって、こういった条件であるかにかかわらず、移転をしなければいけないとか、そういったことではないという捉え方でよろしいでしょうか。

○浅野委員長 佐藤危機管理監。

○佐藤総務部危機管理監 高台移転する理由についてですが、今課題としまして、老朽化という問題と、もう一つ地域の避難所、安心した避難所がないというのがありまして、この緊防債を使った形で器具置場を造りまして、2階、消防団の集会所を避難所としても使えるというところから、この事業を進めております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。それで、今回高台に移転をすると。それは津波浸水想定区域内にあることからということで、当然実際に何か起きた際に、当然支障を来してはいけないわけですから、ここについてはどうこうということではないのですけれども、ちょっと確認をおきたかったのは、例えば、この本庁にあっても、そういった区域内にあるということがあの中で、例えば、こういった市の施設について、今後老朽化が進んできているということ

踏まえて、そこに対して一定の方策を打っていくとなったときに、津波浸水想定区域内にあることをもって、必ずしもほかに移らなければいけないという、そういったスキームが、もうできてしまっているのかどうか、ちょっとその辺が私ちょっと気になっているもので、その辺の確認をちょっとお伺いしたいなと思ったんですが。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 僕の認識になります。もし補足が必要だったらお願いしたいと思いますが、例えば、市役所もまさに、昨年6月の宮城県の発表によって、津波浸水想定区域に入ってしまった。ただ、市役所の様々な、例えば、移設する場合とか、ここに建て替える場合とか、いろいろ議論は当然始まっております。ただ、それがまだ表に言えるような話にはなってございませんけれども、当然、第一義的には、こういった公の施設、もしくは緊急の場合に避難をする施設については、そういった可能性からやっぱり排除をして、安心なところにやっぱり建てたり、移すなりということは基本だと思っています。

ただ、塩竈市の場合、ご承知のとおり、土地があまりないという条件の中で、あくまで第一義的には考える。でも、土地がなければ、例えば、ここに建てざるを得なくなった場合には、どういう形か対応策を考えながら建て替えるというのものもあるのではないかという話が、役所の中でも、今の段階では軽い話でやっていますけれども、ありますので、その辺については、特に公共施設なり、緊急避難で使われるような場所については、極力というよりも、まずはでき得る限りそういった可能性のないところに移すべきだろうというのが、市役所の中での基本的な考え方として持っています。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。令和4年度の公表から、市民の方からも様々ご意見いただくんです。あそこ入ってたけれども大丈夫なのとか、そういった中で、やはり一つ明確な考え方というのが必要なんだろうと思っておりまして、そういった中で、先ほど市長おっしゃられましたとおり、第一義的にはと、当然全てがそういうふうになっていくかということ、またそれは難しい話になるのかも分かりませんが、そういった中で、今回一つの例として、こういった消防施設というものが出てきた中で、そこについて、津波浸水想定区域というところも踏まえての考え方、これ今後非常にいろいろ難しさも出てくる部分だと思いますので、そういった点で、当然何か起きたときにその施設が機能しないということになっては、これはもう当然いけないわけでありまして、そういったところ含めて、今回ご提案された中で、その

確認をさせていただいたということでもあります。理解はいたしました。ありがとうございます。

続きまして、40ページ、外国語指導助手配置事業ということで、ちょっとここ簡単にお伺いをしたいと思います。かつて私も、いつだったか、学生だった頃もあったと思い起こしておりますが、その際に、たまに英語の授業とか、そういった形でALTさん今日来ますからねなんていうことで、来ていただいて授業を受けた記憶も、何となく残っているわけなんです。そういった中で、当然学生であったときは、こういう外国の方来ていろいろお話ししていただいたりするなんて、その程度の軽い受け止めだったのですけれども、さきの協議会の資料でも、この点についてご説明をいただく中で、例えば、そういった方々が、どういったプロセスをもって配置をされて、どういった役割を持って来ていただいていたのかというところで、ちょっと改めていろいろ考えておったんですが、そういったあたりで、例えば、これまでの選定プロセスですとか、そこに対してどういったご苦労ですとか、不具合が生じてきたのか、ちょっとそのあたり、もうちょっと詳細にお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 現在、塩竈市ではこのJETプログラム事業の参加者2名、そして、JETプログラムの元参加者1名、3名を配置しているのですが、このJETプログラム事業の参加者は、実は数日の研修を受けてくるわけですが、国籍や背景、資質などが様々であるため、日本文化や、習慣、環境に適応できずに、任期途中で退職をする方もおります。しかし、そのように途中退職となった場合、速やかな補充が難しく、その間ALTが不在になってしまうという、教育の質、教育機会の確保が難しくなってしまう。

また、この事業でのALTに関しては、住居の手配、それから日常生活の支援などが市町村に求められるために、担当職員の負担が大きくなっておりまして、問題が生じたそのALTの方、問題が生じた際には、常に対応を余儀なくされているというのが現状でございます。

過去にも途中で退職をしてしまい、国に帰られて、その後何か月か不在だったこともありました。これを今回、民間委託ということにいたしますと、常に研修であるとか、実際に授業のつくり方であるとか、そちらの責任あるところで研修を積み、そして資質も上げています。もちろん生活全て面倒を見て、安定した教育の質の向上と、教育機会の確保が図れるというところでもありますので、人が選べない、配置されるまでどういった方がいらっしゃるのか分



からないというところが課題でありますので、そういったところから、今回のような考えでいきたいと思っております。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。先ほどおっしゃられましたとおり、途中で退職される方が出たりですとか、当然そういった文化の違い、様々理由というのはあるんだろうと思うのですが、子供たちからすれば、どういった背景があろうが、来られた方に対しては、1人の先生と生徒みたいな形で接するわけですよね。そういった中で、ちょっと言葉悪いんですが、資質という言葉の選び方がいいのかどうか分からないのですけれども、例えば、そういった点をこれを、いただいた資料ですと人材派遣会社をお願いをするという形であったかと思うのですが、そういった中で、きちんとその部分で担保されるのだろうか、そこはやはり一つ心配な点でありますので、その点についてだけ、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 その辺は、しっかりとした業者の方をお願いすることといたしますので、研修も積み、また、そのALTの方の生活もしっかり確保していただいて、安定した中で、子供たちの教育に携わっていただけるように、そこはしっかりとお願ひしたいところでございます。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。その点については、ちょっと強くお願いをしておきたいところであるということと同時に、定期的にご報告いただいたりですとか、機会があれば、ちょっと拝見させていただくようなこともあればいいのかと思うのですが、そのあたり、ちょっとお願いをしておきたいと思ひます。

最後、先ほど来質疑も出ておりますが、いわゆる100円バス事業についてのところで、最後お伺いをいたします。それで、今回の補正予算の内容等見ますれば、いわゆるそのバスの名称変更、ラッピングの変更、印刷物の刷新、両替機の設置ということで、そういったいわゆる一つの中身での補正予算にはなっているのですが、一方で150円への改定というところを見据えた補正予算でありますので、もう私としては、この事業をそのままどうぞというふうにするというのは、100円を150円に上げるということを、議会として認めるということにもな

るだろうとちょっと捉えておりますので、そういった点で、いわゆる値上げそのものの部分についてもお伺いをしていきたいと思っております。

それで、一つ前段でお伺いをしたいんですが、今回一つには、採算性の悪化ということを一つの大きな理由として、これまで掲げられて、その中でのご説明というものも大変いただいてきたかと思っております。それで、令和元年度収支率52.7%というところを一つの目安として、そこにしたいということでの150円の値上げかと思っておりますが、独立採算制ということも、先ほど来言われておりますけれども、この事業において、黒字になる例というのが果たして存在するのかなというような思いも、まず前段の部分としてあるのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○浅野委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 地域公共交通、バスの交通体系で黒字にある、黒字になっている例があるのかというところがございますが、ちょっと私もそこら辺のところは聞いておりませんが、もしかしたら都市圏のほうで、人数多く乗っているところではあるかもしれません。すみません、ちょっとそこは、申し訳ないですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。私は、ほぼほぼ聞いたことないんです。そもそもの事業の在り方としての部分にも関わってくるかと思うのですが、いわゆる、当然独立採算でできれば、何も言うことはないのですけれども、ただ一方で、公共交通事業というものを考えたときに、その中身というのが、いわゆる福祉の部分であったりですとか、あるいは、市内経済の循環だとか、様々な理由をもって、公共系交通というのは営まれるべきものだろうと思うのですけれども、そういった中で、やはり一つの政策経費として、自治体がそこに対して責任を持っていくと。あるいは、県からも一定額500万円弱ぐらいでしたかね、ご支援もいただいているかと思うのですけれども、そういった中で、自治体あるいは、行政の部分で責任を持って、政策の一環としてこれを行っていくということは、やはり一つ前提になるのかと思っております。

そういった中で、この間、各種経費の高騰と、そしてもう一つは、コロナ禍による大変な利用者の減ということがあった中で、当然その現象を見据えれば、運行収入が下がっていくと。一方で運行費用は上がっていくと。これはもう現象としては当然当たり前のことでありますので、そこに対して、行政としてどういった位置づけから、どのようにこれに臨んでいくか

というところが、まさに今問われているんだろうと思うわけですが、そういった中で、この間、各種アンケート等々も取られてきたということだったんですけれども、一つ私として、議会としてご説明いただいたこともあったのかと思っておりますが、やはり乗られる方が少ないと、あるいは、減ってしまったということになった際に、じゃあいかにして利用者を戻していくかと、あるいは、もっともっとたくさんご利用していただくかと、そこから出発していくというのが、やはり一番最初にあるべきではないかとも思うのですが、そのあたりについて、いかがでしょうか。

○浅野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 委員おっしゃることはもっともだと思います。まずは、収益をしっかり確保できる取組をしていくということは、大前提だと思います。それで、その上で、さっき市長からもありましたけれども、要は令和2年度の段階から、この100円バスの現状につきましては、情報を提供しながら、100円に対して幾らコストがかかっているかというのを、分かりやすく説明をしながら、できるだけ維持するためには、皆さん乗ってくださいという広報もしっかりさせていただいているところです。それでも、やはりコロナ禍という現状、あるいは、燃油高騰、いろいろな事情で、やはり乗られていないという現状もあるということです。

我々としては、今後も引き続き、当然収益の確保はやってまいります、それだけではなかなか埋まらない溝がありますので、やはり喫緊の課題として、やはり当面、今回運賃を上げていただいた上で、当然収益の確保についても引き続き呼びかけ、現状の説明をしながら、乗車を呼びかけていくということには変わりありませんので、そこら辺はご理解いただきたいと思っております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 そうしたお答えをいただいたわけなんです、さきの選挙の中でも、バスに関しては様々な意見頂戴をしております、当然アンケートの中にも色々あったかと思っておりますけれども、まず一つには、先ほどお答えにもありましたとおり、例えば、増便ですとか、あるいは、逆回り便、あるいは、どこどこの地域まで来てほしいと、こういった声をたくさん頂戴してきました。そういった中で、コロナ禍で当然利用者が大きく減った、これも一つの要因としてありますけれども、そこに対して、どのように手を入れていくかと、ここをぜひ私としては、このバス事業の継続の議論の中で、ぜひこれは強く見せていただきたかった部分だったと思っております。

もう一つ、ちょっと気になるのが、いわゆる今回の値上げのシミュレーションをした際に、利用者の減を見込んで、その上で、その収支率というものを算出をしているというお答えもありました。実際に値上げをした際に、その試算の中では、どの程度減少するということで見込んでおられるのか、ちょっとそこをお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

150円に値上げした場合というところがございますけれども、令和6年度から、一応我々のほうで乗客数予測としては、29万6,000人ほどという予測をしております。これは、失礼いたします。収益の合計の人数で考えますと、令和6年は33万2,000人ほどという形として、失礼しました。34万6,000人という設定しておりますので、29万6,000人ぐらまで、ちょっと減ってしまうという試算をしております。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。34万6,000人から29万人ということで、大体5万人、延べということになるのでしょうかけれども、実利用される方の数はちょっとあれですが、大体5万人程度ということの減少を見込んでおられるということで、お伺いをいたしました。

それで、先ほど市長のほうから、いわゆる誰かにしわ寄せが行くと。市民の皆さんからお預かりした税金の使い道という点で、どう考えていくかということ、これは当然非常に大事なことではあるのですが、一方で、公共交通事業の役割というものを踏まえたときに、じゃあそのしわ寄せをどのように考えていくのかということも、非常に大事なことかと思っております。前段いただいた資料、ここに以前取ったバスのアンケートの回答なんかも、そういったものもいろいろ載っておりますが、その中で例えば、その利用目的というものを見ますと、通勤通学というところよりは、買物ですとか、そういったいわゆる日常生活に関わる部分というのが、非常に多いのかなということで回答をいただきました。利用者の方は約半数が高齢者ということもあります。

そういった中で、例えば、このバスを利用して買物に出かけられると。あるいは、病院にて医療を受けられる、そういった方々も多いのかと思うのですが、そういった方々について、いわゆる市民の皆さんの足を、どのように保障していくかという部分での考え方を見たときに、バス事業の継続、当然これは大事なことではあるのですが、一方で値上げをすることで、

一定の方がバスを利用しなくなると、あるいは利用の頻度が減るということも考えの中に入れておかなければいけないのかと捉えております。そういった中で、延べ人数ですので、具体的にじゃあ何人、そういったことができるようになる、できなくなるというところはあるんですけども、そういった中でも、34万人から29万人ということで、およそ5万人の方、十七、八%、20%行かないぐらいの人数になるかと思うのですが、そういった方々について、福祉的な側面ですとか、そういった部分からどのように手を入れていくのかと、こういった部分も、これは私としてはぜひお示しをしていただきたいかったと。これはもう値上げとなれば、即こういった部分発生してくるわけでありますので、もうそこはもう前段の議論の中で、しっかりとここについてお示しいただきたいかったという思いがありますが、その辺については、ちょっといかがでしょうか。

○浅野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 仮に値上げした場合の話で行きますが、これについて、今後の利用状況を一応想定はしておりますが、やはり注意深く、本当にこの値上げの影響があるかどうかというのは、丁寧に見極めてまいりたいと思います。

もう一つは、令和元年度と、例えば、令和元年度の利用者と令和4年度の利用者で、6万4,000人ぐらい減っているんですね。今年の例でいくと、今年の令和5年の4月から8月まで、令和4年度から5%戻ってきています。という、年間になると1万5,000人ぐらい、計算上は戻ることになるんですね。それでもやっぱり6万4,000人は達していかないというのが現状なので、この要因としては、一つとしては、やっぱり新型コロナにおいて、やっぱり市民の方の生活様式が大きく変わって、やはり宅配にした方もいらっしゃるし、あるいは、買物については、違う形で提供をいただくような形を取っている方もいるし、あるいは、この燃料高で、あるいは、物価高騰で通院の回数を減らしているとか、いろいろと今回の値上げとは直接結びつかない要因もありますことから、その辺については、しっかり我々も、この値上げが、すなわちイコール伸びないのイコールだとは、そこは注意深く、様子を見ながら、対策を取っていきたいと考えています。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 当然そういったお答えにはなるかと思うのですが、これまでの議論の経過、議会に示された中身等々を見ていると、どうしてもその採算性の部分、あるいは、値上げの部分のいかんというところでの議論が見えるのです。一方で、そういった今回減るである

うとされる方々に対して、いわゆるその生活における移動の部分の権利ですとか、そういった部分、福祉の側面、あるいは、もう一つ気になっているのは、34万人の方が、こういった形で市内を移動されておる、その中で買物に行かれる方も非常に多くなっておられるという中で、例えば、このバス事業が、いわゆる市内経済の循環というところについても、非常に大きな役割を担っているだろうという思いがある中で、そこの部分について、一体どういった影響があるかといった部分で、お示しいただく部分とか、そういったところもトータル的に含めて、この議論の中で、私たちにもぜひ見せていただきたかったという思いがありますので、ちょっとその辺は非常に残念だと思っておりますが、そのあたりについても、ちょっと大きなお考えあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 この辺は見解が、いろんな議員さんによっても分かれるところかと思えます。ただ、私どもが申し上げさせていただきたいのは、この100円バスを導入するときの議論というのは、すべて僕知っております。当時県会議員で、実はタクシー業界の皆様方から、この100円バスの様々な弊害について、陳情をいただいていた経緯がございます。基本的に、やっぱり僕は受益者負担の原則というのは、非常に重要だと思っております。それがどの程度なのかは、あるかもしれません。

昔の話をすれば、水道料金を14年間上げなかった、その後に来たものは60%値上げをすることがありました。でも、水産業界の反対があつて、40%に下げて値上げをしたという経緯は、小高委員もお分かりのこと、聞き及んだことがあろうかと思えます。その辺のところも、我々実は考えてございます。

というのも、エネルギー高というのは、これは誰が悪いわけでもなくて、現実問題として、市役所全体で約3億円、真水で補填しなければいけない値上がり分がございます。これは誰かが払ってくれるわけではなくて、市で、市民の皆様方の税金からお支払いをしなければいけない現実があります。100円バスに置き換えれば、そういった現実が、間違いなくエネルギー高の影響だけではありませんけれども、ガソリンが値上がりをした、そういった影響で経費が上がってきている。この部分を結局は、誰かが負担をしなければいけない。これは間違いなく市なんですね。市の中で、単体で100円バスをお考えになっていただく。ただ、市全体で見た場合の100円バス、100円バスから見た市全体、これは誰がどう見ても、市全体で税金を活用させていただきながら、増えてはいない税収の中で、いかに事業展開を図っていくか、

今の現状を最低限維持するために、この50円という考え方については、何で100円ではないんだという考え方もあるだろうし、全部市で吸収するべきではないかという議論もあるだろうし、ただ、今3,900万円という一つの借金があったときに、50円値上げすることで、約850万円収入が上がるといわれております。ただ、赤字分には到底及びません。ただ、その部分を、今の現状を維持するために、市のほうで、そのお金を工面させていただく。そのことについての50円の値上げということの考え方をすると、それをどのように解釈していただくかということについて、今委員会の委員のご議論を拝聴させていただいているということでございます。

私どもも値上げしたくありません。今、小高委員がご指摘いただいた部分も、重々分かっております。ただ、その一方で、ついこの間言われましたけれども、飲食業の方から、タクシーが夜走らなくなった。お客さん持っていかれると。何とかしてくれと。あるおすし屋さんで言われました。そういう現状もあるんですね。ですから、どの部分にスポットを当てて、どの部分を補填していくかという考え方は、これいろいろあるかと思いますが、今、小高委員がおっしゃっていただいたようなことを、100円バスのみならず、そのほかの部分でどのような対策が打てるのか、真剣にやっぱり議論する時期に来ているんだろうと考えております。

ですから、様々な民間がお買物バスとか出させていただいております。そういったスーパーもあるかと思いますが。そういった部分を、例えば、そういったスーパーさんとかにお願いをして、補填をしていただけるような努力も、実はしようと考えております。いろんなことを考えながら、お願いをしながら、やれること、やれないことがありますけれども、一つ一つ、こういった部分の、ある意味ではマイナスと思われるような部分を補完する、補填をする、そういうような政策を考えていくのも、私どもの仕事だろうと考えておりますので、近日中に、実はあるスーパーの幹部の方とお会いするように、実は今日、間に入ってください方がいて、お会いをさせていただくことになりそうなので、こういった部分も、ぜひアイデアとしては、これはある意味では、ほかの町でもやっているところがありますから、こういった部分にもお助けをいただけないか、お願いできないかどうか、ありとあらゆることをさせていただきながら、そういった皆様方の不安を払拭するための努力は、市としてし続けさせていただきたいと。これはちょっとどうなるか分かりませんが、市長としてお願いをさせていただくことは、お約束はさせていただきたいと思っております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。当然値上げをしたくないという思いは、当然共通のものかと思いません。その上で、今回出された議案を見ますと、これを認めるということは、しおナビ100円バスが、しおナビバスに変わるということになりますので、その後のステップを見ますと、4月から乗車運賃改定の開始ということになります。つまり、私たち議会としては、今この時点で、このバスの運賃を100円から150円にすること、これを前提として、この議案に臨まなければいけないと捉えております。そういった中で、当然値上げをするかしないか、あるいは、その部分の負担を誰が持つのか持たないのか、そういった部分は当然ありますし、それをどのように判断するかにあつては、各議員、あるいは、委員の方々の考え方、信条の部分、そういったところにもよる部分にもなってくるかと思うのですが、今回私のほうで申し上げたかったのは、やはり運賃の値上げというのは、ある意味では最終手段であるべきだろうと思うわけであります。そういった中で、先ほど市長のほうで大変ご努力、ご尽力されている、その一つのステップというものもお示しいただきましたけれども、こういった部分を、ぜひこのような選択を迫る前に、私としては、ぜひ見せていただきたかったという思いが、やはりあります。どうしてもこれまでの説明では、値上げの部分が前段に来てのご説明を多数いただいていたので、そういった部分を踏まえると、ぜひ利用者の増ですとか、そういった部分の方策、こういったことも考えている、こういったことも打ってきたと、そういった中でこの判断に至ったんだというプロセスをしっかりと見せていただきながら、この議案について、私としては臨みたかったということ、ちょっと最後に申し上げておきたいと思えます。

私からは、以上でございます。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 私から、2点ほどちょっとお聞きします。

しおナビ100円バスとNEWしおナビ100円バスについてお伺いします。確認でございます。地域公共交通会議において、乗車運賃を含めた運行維持のための対策を検討して、合意形成が図られたとあります。16名の委員の方々のうち、町内会、東西南北の町内会連合会の会長さんと老人クラブの会長さんが入られて、16名でということですが、全員一致でそれは賛成されたのかどうか、ちょっとお伺いさせてください。

○浅野委員長 木皿政策課長。



○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

全員一致で了承を得たというところでございます。

以上でございます。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 今回の選挙の中で、北部地区の町内会長さん、十五、六名の方とお会いして、お話しさせていただきましたが、町内会の会長さん、1単協300人、500人、30人の町内会長さんでも、そういう話ありましたかと聞きましたら、いや、そういう話は一切ありませんというお話も聞いています。ですから、町内会連絡協議会の会長さんが4名出席されていても、その各組織の町内会には、何らお話がなかったのではないかな、あったのかもしれませんが、聞き及びなく合意形成がちょっと足りないような気がしています。

それとあと、先ほど市長のほうから、25か所ほど市民懇談会を開いてというお話をされて、町内会の方としてはもっと増えるんでしょうけれども、それでもまだ、説明がまだ不足しているのではないかという気がしますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○浅野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 この説明については、この直近で説明しているわけではございませんで、先ほど来説明していますとおり、まず、市の共通の媒体である広報紙にも、まずしっかりご説明させているところからのスタートということをご理解いただきたく、この直近で町内会長に説明するしないということではなくて、これは大きい課題として、最初から取り上げているもので、それについては広報紙をはじめ、地区の懇談会だけではなくて、多分市長が出られている必要がある会合とかでも、その話題については触れられておりますので、そういった意味で周知を図ってきたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 市長が懇談会開かれますと、必ず大きなプロジェクトを抱え、財政が厳しいというお話をされている中で、また、100円バスの問題も提示されているという中で、なかなか言い出しにくい、例えば、今回も4単協の町内会の会長さん、老人クラブの会長さんも含めて、専門家の方々が入っていらっしゃると、なかなか手を挙げて言いづらい部分があったのではないかと推測されます。それでも、また全ての方が了解されて、末端まで行き届いているというお話でしたら、それであれば結構ですので、もっともっと私としては、説明はまたし続けないと、前に進めないという気がしたので、お聞きしました。

あと、もう1点なんですけれども、今回乗車客が減るといふ、乗客が減少するといふお話もありました。外出機会が減少するといふことでもあると思ひます。高齢者の方々が、なかなか出られないといふことで、要介護者が増加する、フレイル増加にもつながってくるのではないかとされますが、今回850万円、50円上げますと850万円利益がプラスになるといふのですけれども、外出減に当たって、社会保障費が増えるのではないかといふことを危惧するわけです。つまり、健康でいる方が、バス停まで行って、歩いて行って、運動機能回復しない、またそれを考えなくても普通に行って、買物なり病院なり公共機関なり行って、外出することによってフレイル予防、介護予防にもつながるといふ部分で、社会保障費の削減にもつながる一つの事業でもあるような気がしますが、その辺、例えば、外出減少者1人当たり介護費用の増加分が、どの程度あるのかといふのも、データが出ているようでございます。そういう部分を含めて換算しながら、よりよいルートの変更なり、皆さんの利用頻度を高める、それを決まってから上げることは不可能なのかどうか、ちょっとお聞きします。

○浅野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 今回料金改定は、最終手段だといふような、先ほど小高委員からもありましたけれども、そのような中で、やるべきことをしっかりやってきたのかといふご指摘だと思います。その辺につきましては、なかなか正直、どの辺までお答えすればいいか分かりませんが、フレイルとの関係まで言われてしまうと、この100円バスにどこまで、その部分のちょっとデータもありませんので、分かりませんが、どこまでその期待があるかといふことで、我々としては、別になくす議論をしているわけではなくて、あくまでも継続をしていくのに、どのようにしたらできるのかといふ議論をしておりますので、その点はちょっと多分共通のところだと認識をしております。その上で、やはり今、先ほど来説明しているとおり、やはりある程度の受益者負担の考え方は理解していただかないと、これは難しいのかなといふことでのご提案ですので、別に外出しないでくださいとか、そういう考えは全くありませんで、その辺のところはちょっと議論が、ちょっと食い違うところあるかもしれませんが、ちょっとご理解いただきたいと思ひます。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 乗車人数が減るといふお話だったものですから、それによって高齢者の運動機能が衰えて、様々な病気にかかられたり、あともう一つ、高齢者の健康と地域交通の関係といふことで、いろんな文書も出ています。だから、そこの中で、やはりかかる経費の問題も含め

て、収益性の問題も含め、また、社会保障費の問題も含めて、両方検討されて、50円でいいのか、100円でいいのか、また、それぞれどう利用者が利便性を感じて、喜んでいただけるのか検討して、それから上げるということも考えていただければと思って質疑させていただきましたので、よろしくお願いします。

あと、もう1点お伺いします。22ページのふるさと納税についてお伺いします。

私も一般質問する機会がないので、ちょっと1点だけお聞きします。令和4年度、3億9,000万円のふるさと納税があったとお聞きしました。あとそのほかに、実際に塩竈市内で、ほかにここからふるさと納税をして、減免措置を受けている金額はどのくらいあるのか、分かりませんかでしょうか。プラスの部分は分かります。3億9,000万円。ただ、市内の中で、ふるさと納税をして、自分たちの分を差し引かれている部分がどの程度なのか、ちょっとお聞きしたかったもので、これの部分とちょっと関係ない部分なので、分かりました。後で結構でございます。（「撤回ですか、分かりました」の声あり）

以上で質疑を終わります。

○浅野委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午後0時22分 休憩

---

午後0時27分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。西村委員。

○西村委員 動議を提出します。議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」については、しおナビ100円バス・NEWしおナビ100円バスの関連事業の予算を減額する予算の組替えを求めるものでございます。

以上でございます。

○浅野委員長 ただいま、西村委員ほか1名から、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」に対する組替え動議がありました。

これより動議に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。ご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

では、以上で動議に対する質疑は、これにて終了いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」に対する組替え動議について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手多数であります。よって、議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」に対する組替え動議は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後0時29分 休憩

---

午後0時34分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。西村委員。

○西村委員 議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」に関する組替え動議をいたします。

議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」については、組替えを行い、再提出するよう動議を提出します。提案理由としまして……（「修正案」「西村委員、動議の」の声あり）ごめんなさい。

○浅野委員長 暫時休憩いたします。

午後0時35分 休憩

---

午後0時36分 再開

○浅野委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。西村委員。

○西村委員 議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」に対する修正案について、述べさせていただきます。

修正案を別紙のとおり、会議規則第98条の規定により提出いたします。

別紙をご覧ください。

では、提案理由を再度申し上げます。

議案第52号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」には、しおナビ100円バス・NEWしおナビ100円バス事業に係る費用が計上されています。これらの予算は、しおナビ100円バス及びNEWしおナビ100円バスの運賃を150円に値上げすることを前提としたものであるが、運賃の値上げに至るまでに検討されるべき経営改善や利用者増に向けた取組等について、議会へ示された形跡はなく、一方的に利用者に追加負担を強いる内容となっています。また、議会においては、しおナビ100円バス・NEWしおナビ100円バスの今後の在り方について、十分な議論がされていない状況の中での予算計上であり、当該案件を審議するに当たっては、さらなる検討時間を必要とする。

以上の理由から、原案のうち、歳入第19款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金のうち、路線バス空白地区旅客自動車運送事業に係る538万5,000円を、歳出第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費のうち、総合交通体系整備事業に係る538万5,000円を削除する必要がある。

以上が、本修正案の提出理由に当たります。

以上です。

○浅野委員長 これより修正案に対する質疑を行います。

質疑やご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第51号について、採決いたします。

議案第51号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手多数であります。よって、議案第51号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号に対する修正案について採決いたします。

修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手多数であります。よって、議案第52号に対する修正案については、可決され

ました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、修正、採決した部分を除く原案については、可決されました。

次に、議案第64号について採決いたします。

議案第64号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手多数であります。よって、議案第64号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について採決いたします。

議案第65号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、議案第65号については、原案のとおり可決されました。

これより、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」を議題といたします。

本委員会において、議長に申し出る閉会中の継続審査・調査を行う事件については、お手元に配付のとおりとして、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野委員長 異議なしと認め、本委員会において、議長に申出する閉会中の継続審査・調査を行う事件については、お手元に配付のとおりとすることを決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後0時42分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 浅野 敏江